

# 吹田市公用車脱炭素化方針

## 1 目的

本市は、これまで環境基本計画において、施策の柱に「ライフスタイルや事業活動の転換促進」を掲げ、低公害車・低燃費車の導入及び普及促進を図ってきました。また、市の事務事業における地球温暖化対策の実行計画である SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN (SMAP) では、「公用車におけるエコカー導入率 100%」<sup>※1</sup>を掲げ、市の率先行動として、公用車の新規導入及び更新時には、エコカーを選択するよう努めているところです。

令和 3 年（2021 年）2 月に、本市は令和 32 年（2050 年）までに市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。その実現のためには、家庭や事業活動からの温室効果ガス排出量を削減するだけでなく、自動車の使用等の移動に伴う温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を削減することも重要です。

本方針は、市が率先して、公用車の使用頻度を削減する等、公用車の使用の合理化を図るとともに、公用車へのゼロエミッション車<sup>※2</sup>(ZEV)の優先的な導入を進め、令和 32 年(2050 年)までに公用車からの温室効果ガス排出量を可能な限り削減することを目的とします。

また、市の率先行動を通して、市民・事業者に対し、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を促すとともに、ZEV の普及促進をすることで、市域における移動の脱炭素化を図ります。

### 自動車の分類

分類	種類
ZEV	電気自動車 (EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車 <sup>※3</sup> (PHV)、燃料電池車 (FCV)
電動車	上記に加えて、ハイブリッド自動車 (HV)
次世代自動車	上記に加えて、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車
エコカー	上記に加えて、超低燃費車

※1 特種用途自動車及び特殊自動車は除く。

※2 ゼロエミッション車とは、走行時に二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 等の排出ガスを出さない自動車。

※3 PHV は EV モード走行時、CO<sub>2</sub>等の排出ガスを出さない。

## 2 公用車の脱炭素化の考え方

公用車の脱炭素化を図るためには、以下の 3 つの取組を並行して進めていく必要があります。

### (1) ワークスタイルの転換

公用車を管理する室課だけでなく、公用車を使用する全ての室課が、公共交通機関の積極的な利用や業務のオンライン化等に取り組み、公用車の使用頻度の削減に努めることで、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることができます。

### (2) 車両台数の削減

公用車を管理する室課が車両の運行状況や業務内容等を考慮した上で、適宜、車両台数や運用方法等の見直しを行い、公用車の使用の合理化に努めることで、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることができます。

### (3) ZEV の導入

車両自体をゼロエミッション化することで、走行時の CO<sub>2</sub> 排出量をゼロにすることができます。

公用車の脱炭素化を図る上では、全ての職員が公用車の脱炭素化を自分事と捉え、それができるところに積極的に取り組むことが重要です。

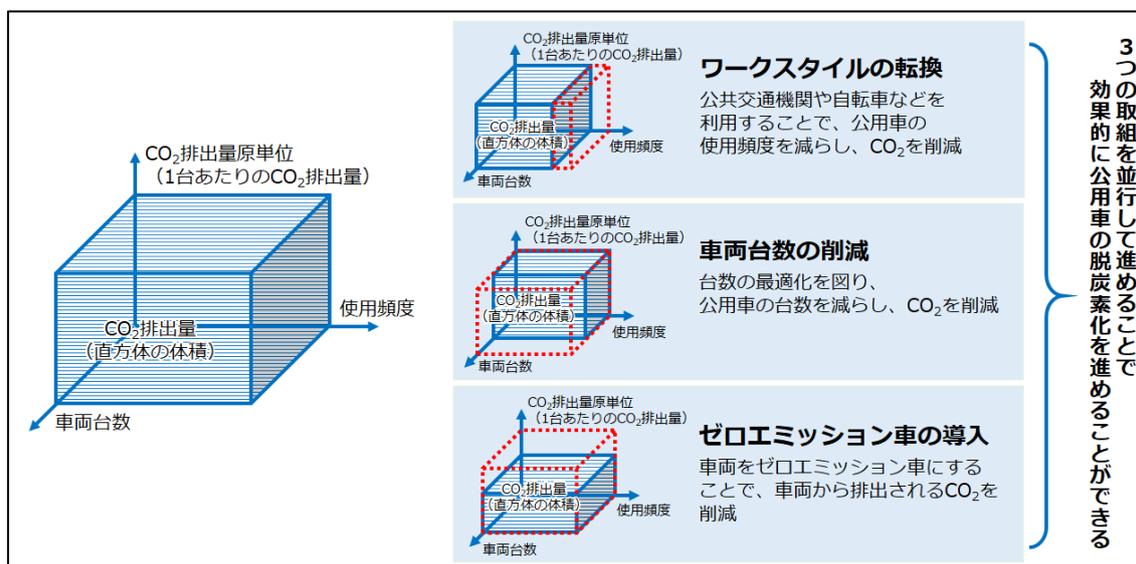


図1 公用車の脱炭素化のための3つの要素

### 3 対象

吹田市が所有又は使用する全ての自動車とします。

### 4 目標

乗用車<sup>※4</sup>のガソリン使用量について、令和元年度（2019年度）を基準として、令和5年度（2023年度）から5年間で50%以上削減します。

目標	基準値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和9年度 (2027年度)
乗用車の ガソリン使用量	76kL	38kL

注 特種用途自動車<sup>※5</sup>は除きます。

### 5 指標

取組を確実に推進するため、前項の目標に加えて、以下の指標により進捗状況を評価します。

#### 【指標】

指標	現況値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
乗用車の ZEV導入率	0%	35%

注 特種用途自動車は除きます。

---

※4 乗用車とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、荷台付きのものを除きます）。

※5 特種用途自動車は、塵芥収集車、消防車、救急車等の主な使用目的が特種である自動車。

## 6 公用車の使用の合理化・導入の進め方

### (1) 公用車の使用の合理化

- ア 移動手段については、積極的に公共交通機関や自転車、徒歩等を利用し、公用車の使用を控えるよう努めます。
- イ 車両台数については、適宜、運行状況や業務内容等を考慮した上で、台数の削減等による使用の合理化を図ります。
- ウ エコドライブを実施します。

### (2) 公用車の導入

- ア 乗用車の新規導入・更新時は、ZEV の導入を基本とし、使用用途等から ZEV を選択できない場合は、電動車、次世代自動車、エコカーの順で範囲を広げて検討し、最低限、エコカーを導入します。
- イ 乗用車以外の車両の新規導入・更新時は、エコカーの導入を基本とし、エコカーを選択できない場合は、環境性能を重視して車両を選択します。
- ウ 車両選定の際は、環境性能を最も重視しながら、車両性能、インフラ整備状況、費用面を考慮して、使用用途に合った車両を導入します。
- エ ZEV の導入時は、充電設備等のインフラ整備を併せて検討し、最適なエネルギー補給システムを構築します。その際、国の補助金等の活用を検討します。
- オ EV や PHV の導入時は、市有施設の太陽光発電システム等で発電した再生可能エネルギー電気を充電する「電気の地産地消」について、可能な限り検討します。

## 7 役割

- (1) 全職員は、積極的に公共交通機関や自転車、徒歩等を利用し、公用車の使用を控えるよう努めるとともに、公用車の運転時はエコドライブを実施します。
- (2) 公用車を管理する室課は、適宜、車両台数や運用方法等を見直し、公用車の使用の合理化を図ります。
- (3) 公用車を管理する室課は、本方針に基づき、積極的に ZEV の導入を推進します。
- (4) 公用車を管理する室課は、環境部の求めに応じて、年度ごとに ZEV 等の導入状況を報告します。
- (5) 環境部は、各室課に対して、情報提供や助言等を行います。
- (6) 環境部は、ZEV 等の導入状況を取りまとめ、ホームページ等で公表します。
- (7) 環境部は、本方針に基づく取組を市民・事業者に対して広報し、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を促すとともに、ZEV の普及促進を行います。

## 附則

この方針は、令和 4 年 12 月 27 日から施行する。